

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

令和7年3月21日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」（変更案）について、令和7年1月30日～2月13日まで意見の募集を行ったところ、459件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

※ 以下の【御意見に対する考え方】の欄においては、基本計画上の記載に則り、次の略称を用いております。

- ・今般変更を行った「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」 → 「本基本計画」
- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号） → 「基本法」

いただいた主な御意見（概要）	御意見に対する考え方
はじめに及び第一章に関する御意見	
カジノについてもギャンブル等依存症対策として基本計画の対象とするべき。	カジノは現在国内において行われていないため、現時点では基本計画の対象とはしていません。なお、カジノへの依存防止対策については、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）などに基づき、国、地方公共団体及びカジノ事業者において、開業に向けて必要な手続きを着実に進めています。
FXや、トレーディングカードのオリジナルパック等の販売手法についても基本計画の対象に含めるべき。	基本法第2条において、「ギャンブル等」を「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」とされており、FXをはじめとする金融商品取引やトレーディングカードのオリジナルパック等の販売手法は第2条における「ギャンブル等」に基本的に該当しないと考えられるため、基本計画の対象とはしていません。
ギャンブル等依存症対策を積極的に推進するべき。	ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、国民の健全な生活の確保等を実現するため、今後も基本法の規定に則って、計画的かつ適切にギャンブル等依存症対策を推進してまいります。
基本計画の見直しが3年ごとなのは長すぎる。	基本法第12条第6項において、政府はギャンブル等依存症に関する状況の変化や実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに基本計画に検討を加えることとされており、本規定に基づき、適切に基本計画の見直しを行ってまいります。
対策の実施状況のフォローアップをもっと頻繁に実施するべき。	基本計画に基づく各種取組の実施状況については、基本法第12条第5項の規定に基づき、適切にフォローアップを実施しております。今後も効果的なフォローアップを行ってまいります。
基本計画の序盤にギャンブル等依存症に係る現状を具体的に記載するべき。	現状については、本基本計画の個別の施策の項目においてインターネットギャンブルの拡大や、それに伴う若年者への対策強化の必要性について記載しています。また、違法オンラインカジノ問題については新たに節を設け取組をまとめております。
PDCAサイクルは具体的にどのように実行するのか。効果がない対策を続けるべきではない。	基本計画に基づく各種取組の実施状況については、基本法第12条第5項の規定に基づき、適切にフォローアップを実施しております。また、基本法第12条第6項において、政府はギャンブル等依存症に関する状況の変化や実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに基本計画に検討を加えることとしており、本規定に基づき、適切に基本計画の見直しを行ってまいります。今後も上記規定に従い、適時に目標の達成状況を調査し、対策に活かしてまいります。

第Ⅱ章 I－1・2・3関係（公営競技における取組関係）の御意見	
○ 各公営競技の広告・宣伝の規制を強化するべき。 （例）・広告・宣伝費の上限設定 ・広告・宣伝の時間的、量的規制 ・事業者の自主的なガイドラインではなく依存症に詳しい専門家を含めた委員会等で作成 ・ギャンブル依存症や支援団体の啓発を広告に入れる ・指針に抵触する事業者への指導徹底 ・各主催者等から事業の委託を受けた事業者による広告・宣伝も規制	各関係事業者において、基本法第15条の規定を踏まえ、自主的な広告・宣伝指針を策定し、広告・宣伝指針に抵触しているおそれのある販売委託業者を指導する等取組を行っております。本基本計画においても、各関係事業者は、引き続き自主的な指針を適切に運用すること、また、販売委託先業者も含めた関係者を対象とした研修等を通じて周知徹底するとともに、同指針を遵守しつつ、過度に射幸心をあおられると思われる表現等があった場合には、速やかに対応することとしております。
○ アクセス制限を実効性のある仕組みにするべき。 （例）・本人申告の解除要件の厳格化 ・家族申告の申請要件の緩和 ・収入や賭け金に応じて制限を設ける仕組みの構築	本基本計画において、アクセス制限の申請のメール等オンラインでの受付など利便性の向上の検討や、相談拠点や専門医療機関における相談等において、当該制度を積極的に紹介してもらうなど連携を強化することとしており、これらの取組を通じて、アクセス制限の活用を促進してまいります。
インターネット投票についてギャンブル等依存症対策を強化するべき。	本基本計画において、近年売り上げの8，9割がインターネット投票となっている状況も踏まえ、関係事業者が実施するアクセス制限等の利便性向上及び効果的な周知や、今後インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる等の取組を検討することとしております。
○ 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援の在り方を再考するべき。 ○ 公営競技の売上金から依存症対策費を拠出することを検討するべき。	本基本計画において、公営競技間で連携するなどして、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行うこととしております。
スマホのキャリア決済による利用は禁止するべき。	本基本計画では、競輪・オートレースにおいてクレジットカード等後払い決済について見直しを求められていることを踏まえ、効果的な対策を検討することとしており、後払い決済の一類型としてのキャリア決済に係るご意見について関係省庁より関係事業者等に伝達いたします。（なお、競馬においてはキャリア決済を採用しておりませんが、クレジットカード決済の見直しを検討することとしております。モーターボート競走においては後払い決済を採用しておりません。）
ポイントや友達紹介制度は禁止するべき。	広告・宣伝の一環として各関係事業者において実施されているポイント制度について、御意見を踏まえつつ各関係事業者において過度に射幸心をあおるような行き過ぎた還元サービスが行われないよう注視し、行き過ぎた事案があれば速やかに指導してまいります。
オンラインで24時間アクセス可能な現状がギャンブル依存症にどのような影響を与えているのか調査をするべき。	ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっての参考とするよう、関係省庁より各主催者等に伝達し、どのような調査が実施可能であるかを含めて検討してまいります。
利用者の行動モニタリング、介入を義務化するなど、社会的責任を果たすよう求めるべき。	本基本計画において、医療・相談の現場と連携した当該制度の積極的な周知やインターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等の取組を行うこととしております。
その他、公営競技における取組に関する意見	ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっての参考とするよう、関係省庁より各主催者等に伝達いたします。

第Ⅱ章 I－4 関係（ぱちんこにおける取組関係）の御意見	
ぱちんこの広告・宣伝の規制を強化するべき。	ぱちんこ業界は、広告・宣伝の内容に関する全国的な指針を策定するとともに、業界の自主的な取組として「広告・宣伝ガイドライン」を作成するなど、広告・宣伝の抑制に係る取組を行っております。本基本計画においては同指針に基づいた取組を推進するとともに、毎年度、同指針に基づいた対応が講じられているか取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて取組未実施のぱちんこ営業所に対する指導を実施することとしております。
アクセス制限を実効性のある仕組みにするべき。	本基本計画においては、自己申告・家族申告プログラムについて、医療・相談の現場と連携した当該制度の積極的な周知や、チェーン店等複数店舗への一括申告を可能とする運用の促進等の取組を記載しており、これらの取組を通じて、アクセス制限の活用を促進してまいります。
ぱちんこ営業所への入店時における年齢確認を徹底するべき。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されているところ、これまでもぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則とするなどの取組を行っております。本基本計画においては、注意喚起表示などの告知物を有効活用し、身分証明書による年齢確認を徹底するとともに、毎年度、実施状況調査を行い、実施状況を把握することとしております。
自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援の在り方を再考するべき。	これまでも、ぱちんこ営業者団体である全日本遊技事業協同組合連合会の拠出により設立された全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する機関として、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立し、毎年度、同機構から、依存問題に取り組む民間団体等に対して助成を行うとともに、実績報告書を作成・公表しております。また、ぱちんこ営業所経営企業等により、依存問題に取り組む民間団体等に対する寄付等も毎年度行われております。本基本計画において、引き続き、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度実績報告書を作成し、公表することとしております。
ぱちんこ営業の規制強化等、ぱちんこにおける取組に関する御意見	ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっての参考とするよう、関係省庁より各事業者等に伝達いたします。

第Ⅱ章 Ⅱ～Ⅴ関係の御意見	
ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を強化するべき。	ギャンブル等依存症問題に関する予防教育や普及啓発に関し、関係省庁においてこれまでも様々な取組を講じてきたところ、本基本計画において、第二章の「Ⅱ 予防教育・普及啓発」において、若年者向けを含め、様々な施策を講ずることとしております。
青少年に対する予防教育・普及啓発を積極的に推進するべき。	若年者への教育・啓発が重要であることを踏まえ、本基本計画において、動画等の資材を中心に、SNS等インターネット等を活用した啓発や地域における教育委員会等との連携の強化、各相談窓口における電話に加え多様な相談手段の検討等に取り組むこととしております。
金融経済教育について、実施状況の確認や効果測定を行うべき。	金融経済教育推進機構（以下J-FLECという。）では、KPI・目標として、金融経済教育の提供（アウトプット）、金融リテラシーの向上、金融意識・行動の変容（アウトカム）を設定しており、達成状況は定期的にJ-FLECウェブページにて公開されています。また金融庁としても、御指摘の観点を踏まえつつ、引き続き適切にJ-FLECの監督を行ってまいります。
職場における普及啓発を強化するべき。	本基本計画において、産業保健総合支援センターを通じてギャンブル等依存症の相談窓口等を周知するとともに、健康保険組合等に対して、ギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識などについての周知を行い、職場への啓発を実施することとしています。
○ 相談・治療機関の全国的な整備を進めていくべき。 ○ 相談・治療体制の強化を図るべき。	令和6年9月末時点においてすべての都道府県及び政令指定都市でギャンブル等依存症の相談拠点が設置されており、また専門医療機関は58の都道府県及び政令指定都市で設置されています。本基本計画において、引き続き、地域における専門医療機関等の整備を推進するとともに、専門医療機関等に従事する者等の技術向上を図るため、研修等を実施することとしております。また、ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進し、相談体制の充実を図ることとしております。
○ ギャンブル等依存症に係る治療を保険適用の対象とするべき。 ○ 依存症治療を行う医療機関における保険点数での加点等の拡充を検討するべき。	ギャンブル等依存症に係る専門的な治療である「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」は現在保険適用の対象となっております。
地域における関係機関の連携協力を積極的に推進するべき。	関係機関間の連携協力のため、本基本計画の「地域における包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進」に記載のある様々な施策を講ずることとしております。 （例） ・関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談・医療現場と連携して積極的に周知。 ・関係機関の連携協力の推進のため、特に多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進。
司法書士だけではなく弁護士とも連携協力を推進するべき。	本基本計画においては、各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進のため、関係機関との連携を強化することとしており、多重債務問題の解決等の観点から弁護士との連携も推進していきます。

家族に対する支援を強化するべき。	ギャンブル等依存症である者等の家族に対し、ギャンブル等依存症に関する各種取組や相談窓口等を十分に周知し、適切に相談等へつなげることができるよう、本基本計画の「ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化」に記載のある様々な施策を講ずることとしております。 (例) ・都道府県等による相談事業の充実。 ・関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談・医療現場と連携して積極的に周知。
生活困窮者に対する支援の在り方を再考するべき。	本基本計画において、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対して適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域支援機関との連携を促進することとしております。
受刑者及び保護観察者について、受刑期間（保護観察期間）中に治療プログラムを必須にするべき。	受刑者については、①犯罪の背景にギャンブル等に対する依存の問題が関連している者、②①に該当しない者で入所前の生活において、ギャンブル等への依存により社会生活に支障を来していたことが明らかである者のいずれかに該当する者のうち、円滑な社会復帰のためにギャンブル等依存症の指導が必要と認められる者に対し、ギャンブル等依存症に係る改善指導を実施しております。 また、保護観察所においては、ギャンブルの嗜癖の改善が必要な保護観察対象者に対して、医療機関や支援団体による治療や支援を受けるよう促すなど必要な援助の確保に努めております。
日本司法支援センターによる法律相談援助について、ギャンブル等依存症が疑われる相談者については要件から資力要件を除外することを検討するべき。	日本司法支援センターの民事法律扶助制度では、資力に乏しい方に対する無料法律相談を実施しているところ、資力に乏しい状態に至る経緯・理由には様々なものが考えられる中、限られた財源を用いて困難を抱えた方々を広く援助する観点から、ギャンブル等依存症が疑われる相談者を一律に資力要件除外の対象とすることについては慎重に検討すべきと考えます。
正しい知識を持つ専門家の確保・養成を強化するべき。	本基本計画においては、「全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実」や「ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施」、「保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成」等の項目にある取組を講ずることで、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保を図ることとしております。
○ 自助グループをはじめとする民間団体への財政支援を積極的に行うべき。 ○ 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援の在り方を再考するべき。	基本法第19条において、国及び地方公共団体は、「ギャンブル等依存症である者等が互いに支えあってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動」を支援するために必要な施策を講ずるものとしており、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等へ適切に支援を実施しております。
ギャンブル等依存症問題に関する調査・研究を実施するべき。	これまでもギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、ギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査などのギャンブル等依存症問題に関する調査研究を行っております。
貸金業・銀行業においてもギャンブル等依存症対策を行うべき。	本基本計画においては、貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用や、ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進等、ギャンブル等依存症対策に係る取組を行うこととしております。
消費者金融の広告・宣伝の規制を強化するべき。	日本貸金業協会において貸金業者の広告及び勧誘に関する自主規制規則を策定し、広告・宣伝の抑制に係る取組を行っております。
宝くじも公営競技やばちんこと横並びで対策を実施するべき。	本基本計画において、宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進することとしております。

第Ⅱ章 VI関係（違法に行われるギャンブル等の取組関係）の御意見	
オンラインカジノの規制を強化するため、以下を検討するべき。 ・厳罰化 ・紹介ポイント制度やアフィリエイト報酬制度の規制の強化 ・オンラインカジノの広告・宣伝規制 ・海外チームに所属する日本人選手がオンラインカジノの広告塔になることを禁止 ・青少年を中心とした違法性の周知・啓発の強化 ・ブロッキング措置の導入 ・暗号資産等の決済手段に対する実態調査及び規制の強化	本基本計画においては、オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組について新たに1節を設け、①取締りの強化②オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育③オンラインカジノへのアクセスに関する対策の推進④オンラインカジノの決済手段対策の取組を記載しております。頂いた御意見を参考に、引き続き関係省庁が連携して必要なオンラインカジノ対策について検討してまいります。
その他の御意見	
ギャンブル依存症対策の予算を増額するべき。	ギャンブル等依存症対策に係る予算については、関係省庁において予算要求のプロセスの中で適切に検討してまいります。
ギャンブル等依存症対策推進関係者会議委員の人選を再考するべき。	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員は、基本法第33条第2項の規定に基づき選任されています。なお、ギャンブル等依存症対策推進本部令第1条第1項では、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員の任期は2年と規定されておりますので、今後も上記法規定に従い、適切に選任してまいります。
IR誘致については反対である。	御意見として承りました。
オンラインカジノは合法化すればよい。	
公営競技については反対である。	
ぱちんこを廃止するべき。	
子ども・若者育成支援推進法の改正を受け、ヤングケアラー支援についても記載するべき	